令和3年7月豪雨による 災害対応に係る緊急要望

(令和3年7月)

鳥取県自治体代表者会議 鳥取県地方分権推進連盟

令和3年7月豪雨による災害対策に係る緊急要望

令和3年7月7日以降、山陰地方一帯に線状降水帯を伴う活発な梅雨前線が停滞したことにより、県内各地では河川の氾濫、道路の冠水・寸断、土砂の崩落が相次いで発生した。また、床下床上浸水等、家屋被害に加え、断続的に発令された避難指示により住民生活に大きな影響を与えた。

また、県内中西部を中心に農道等の法面崩壊、ため池の決壊、ハウス等の倒壊により本格的に出荷の時期を迎えた特産品のスイカ等への影響等をはじめ、中部では事業所裏の急傾斜が崩落したことにより男性3人が巻き込まれる土砂災害が発生するなど、県内各地で多くの被害が発生した。

今後、一日も早い住民生活の安全安心の確保に向け、国におかれては、このような 状況をご賢察いただき、下記について特段の御配慮をお願いしたい。

記

- 公共土木施設、農地・農業用施設、林業用施設等の災害復旧等を円滑かつ早急に行うため、本災害について、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」を速やかに適用すること。
- 早期復旧を図るため、災害査定が早期かつ円滑に実施できるよう、机上査定の 適用など柔軟な運用を図ること。
- 公共土木施設、農地・農業用施設、林業用施設等の災害復旧等を円滑に行うため、国において補正予算の編成を含め必要予算を確保するとともに、復旧事業等に支障が生じることのないよう適切に配分すること。
- 国庫補助災害の適用が受けられない林業専用道及び森林作業道の災害復旧に ついても、土砂災害防止の観点から復旧支援を検討すること。
- 観光地の風評被害払拭に向けた情報発信等への支援を講じること。
- 令和3年7月豪雨により県内の公共土木施設、農地・農林業用施設はもとより、 農作物等についても多くの被害が発生しており、特別交付税の配分にあたって は被災団体への特別の配慮を行うこと。

令和3年7月14日

鳥 取 県 知 事 平井 伸治 鳥取 県議会議長 内田 博長 鳥取 県市長会長 深澤 義彦 鳥取県市議会議長会 伊藤 正三 鳥取 県町村会長 宮脇 正道 鳥取県町村議会議長 小椋 正和